

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 10-11-2	第 2 編 10-11-2	} 特産品焼酎（単式蒸留焼酎のうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。）製造免許の免許付与等の可否の条件について、明確化した。
第 7 編の 2 26 - 1	第 7 編の 2 26 - 1	} 構造改革特別区域法 26 条第 1 項に規定する単式蒸留焼酎製造免許の免許付与等の可否の条件について、明確化した。